

学校法人 青森田中学園 教育ローン利子補給奨学金規程

(名 称)

第1条 この奨学金は、学校法人青森田中学園教育ローン利子補給奨学金と称する。

(目 的)

第2条 この規程は、学校法人青森田中学園（以下「学園」という。）が設置する学校に在学する学生で、経済的に修学困難な理由により学園が指定する金融機関やクレジット会社および日本政策金融公庫（以下「金融機関等」という。）が取り扱う教育ローン（以下「教育ローン」という。）を利用して、学納金を完納した者に対して、その利子の全部又は一部を奨学金として給付し、学業の継続を支援することを目的とする。

(奨学金の額)

第3条 奨学金の額は、教育ローン利子の年度の合計額とし、1人あたり年5万円を上限とする。

(採用人数)

第4条 採用人数は、原則として毎年度30名以内とする。

(給付時期と方法)

第5条 給付時期は、原則として学納金完納後の年度末1回とする。ただし、卒業後は給付しない。

2. 給付方法は、奨学生名義金融機関口座に振り込むものとする。

(出願手続)

第6条 奨学金の給付を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 教育ローン利子補給奨学金受給申請書
- (2) 金融機関等が発行した返済計画書等（借入者・返済期間・利子が明記されたもの）の写
- (3) 学納金支弁者の前年度所得証明書（市区町村発行のもの）又は前年の源泉徴収票

(出願時期)

第7条 出願は、年度ごとに行うものとする。

(選考方法及び時期)

第8条 奨学生の選考は理事長が決定する。

2. 奨学生の選考は、原則として毎年度ごとに1回行うものとし、他の奨学金との重複採用は妨げない。

(奨学金の取消)

第9条 奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を取消し、奨学金の全額を返還する。

- (1) 退学、除籍等で学籍を抹消されたとき又は停学・休学したとき。
- (2) 懲戒を受けたとき。
- (3) 申請書及び提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 教育ローンの返済が滞っているとき。
- (5) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(取扱い担当)

第10条 奨学金に関する事務は、総務部が行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。